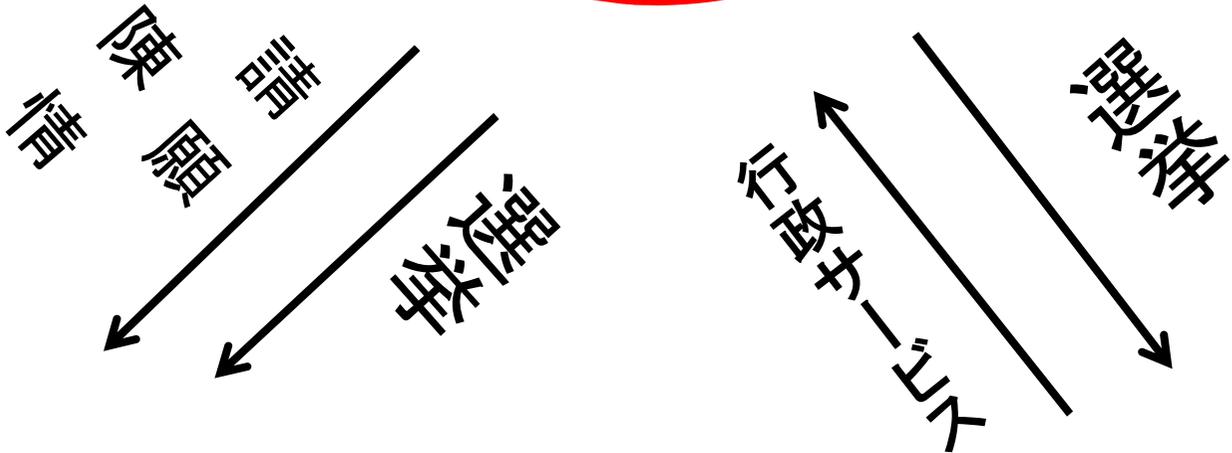


# 議会改革特別委員会

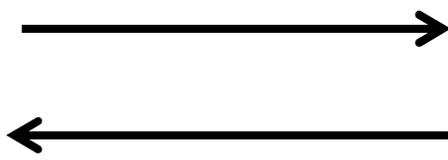
王寺町議会

町民



町議会

議決・調査・検査



町長

条例案・  
予算案  
決算案  
の提出

(議決機関)

(執行機関)

# 町議会の役割

町議会は、地方自治法により設置が義務づけられており、町民の皆様のご直接選挙により選ばれた議員で構成され、次のように大きく6つの役割を担っています。

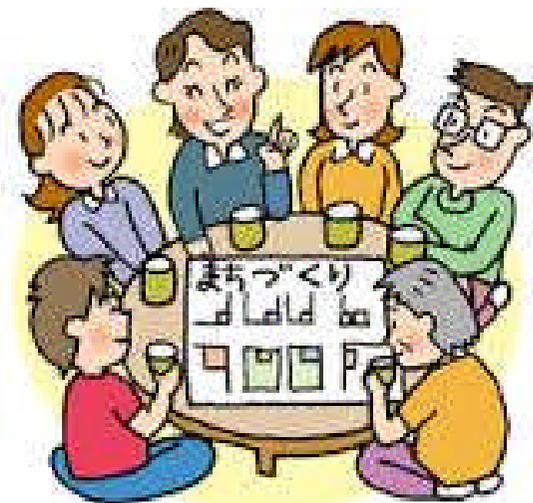
1. 議会は、  
町民の皆さんを代表  
する機関である。



2. 議会は  
王寺町の意思を  
決定する機関である。



3. 議会は  
町長に対し提言する  
機関である。



4. 議会は  
地方公共団体の内部  
機関である。



5. 議会は  
執行機関を監視する  
機関である。



6. 議会は  
公益に関する機関意思  
を決定する機関である。



平成28年度  
議会改革特別委員会  
新規検討項目



①

インターネット  
(モニター) 中継の継  
続審議



②

常任委員会での  
席の配置



③ 一問一答対面  
方式導入による議場  
のレイアウト変更の  
検討



④ 研修の検討  
全議員・委員会  
議員の自己研鑽  
研修の予算化



⑤

議会ホームページ  
の充実、強化



⑥

本会議及び委員会に  
おいて、 質問、  
答弁、回答 の際パ  
ワーポイントを利用す  
る。

以上が、議会改革特別委員会の6つの新規検討項目であります。

冒頭でも申し上げましたように、われわれ議員一同、王寺町の皆様にとりまして、より一層住みよい町となりますよう日々研鑽してまいりますので、今後ともご協力、そしてご指導賜りますよう、お願い申し上げます。

